障害者差別解消法について

～みんなでつくる共に生きる社会～

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別をなくしていくため、平成２８年４月から施行された法律です。障害のあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し支え合いながら、共に暮らす社会をつくることを目的としています。

上尾市

障害者差別解消法のポイント

不当な差別的取扱いの禁止

役所や会社、お店などもしてはいけません

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否または制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりするような行為を禁止しています。

例　障害があることを理由に飲食店などへの入店を断る。
　　障害があることを理由に窓口への対応を拒否したり後回しにする。

合理的配慮の提供

民間の会社やお店なども義務化（令和6年4月1日から）

障害のある人から、困っていることがあり何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、できる範囲でバリア（社会的障壁）を取り除くために必要となる心配りです。

障害のある人への必要な心配りの例

視覚障害のある方

- 書類やメニューをよみあげる。
- 本人の代わりに書類を記入する。
- 点字ブロックの上に物（自転車など）をおかない、立ち止まらない。

聴覚障害のある方

- 手話や筆談、身振りで伝える。
- 口元が見えるように、ゆっくり、はっきりと話す。

身体障害のある方

- 段差がある場所でスロープやてすりなどを設置する。
- 多目的トイレを必要とする方が優先的に使えるようにする。
- 障害者用駐車場に必要な人以外は停めないようにする。

知的障害のある方

- 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「わかりやすく」「くりかえし」説明する。
- 具体的に、わかりやすい言葉をえらんで話す。
- ゆっくり考えて言葉をかえすことができるようあせらずに待つ。

精神障害・発達障害のある方

- 不安をかんじないようゆっくり、おだやかに応対する。
- 一度に伝える量を多くせず、必要に応じて紙に書くなどして、整理してゆっくり具体的に伝える。
- 大事なところにマーカーやふせんを付けて伝える。
- 人や音などのしげきの少ない静かな場所で話す。

その他、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優先する
・・・などさまざまな心配りがあります。

対象となる障害のある人とは

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病の人。
見た目にはわかりにくい障害のある人もいます。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

誰が差別をなくす社会をつくっていくの？

国や市町村など公的機関をはじめ、会社やお店、民間の団体や市民の皆さんです。一人ひとりが、障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別をなくし、だれもが共に暮らしやすい社会を目指します。

マークをみかけたら
優しい心配りを
おねがいします。

障害のある人に関わるマークの紹介

障害者のための
国際シンボルマーク

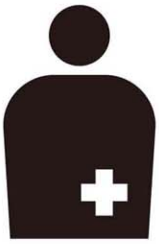

オストメイトマーク

ハート・プラスマーク

耳マーク

ほじょ犬マーク

ヘルプマーク

障害者差別解消法に関する問い合わせ

上尾市健康福祉部障害福祉課

〒362-8501　上尾市本町三丁目１番１号
TEL　048-775-5315　　FAX　048-776-8872
E-mail　s175000@city.ageo.lg.jp